

会議の公開・会議録の公表制度フローチャート

- 対象となる審議会等
- ・町民、学識経験者等で構成され、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置された附属機関及び条例その他の例規により設置された委員会等
- ※次のいずれかに該当するものは除く
- ・他の地方公共団体又は関係機関等の連絡調整を目的として設置するもの
 - ・町職員のための庁内検討委員会等
 - ・特定の事業実施のための実行委員会等

〈制度の流れ〉

